

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の 一部改正（案）について（概要）

1 大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の概要

大分県生活環境の保全等に関する条例（平成十一年大分県条例第四十七号。以下「条例」という。）は、現在及び将来の県民の健康の保護と生活環境の保全を目的として、水質汚濁防止法等の規制とは別に、公害の防止に関する規制や環境への負荷の低減のための措置等について定めている。

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十二年大分県規則第百六号。以下「規則」という。）は、条例の施行に関し必要な事項を定めている。

2 規則の改正理由

令和4年4月、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目である「六価クロム」については、新たな知見を踏まえ、環境基準値の変更が行われた。また、生活環境の保全に関する環境基準の項目である「大腸菌群数」については、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことを踏まえ、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標である「大腸菌数」に見直された。

こうした環境基準の見直し状況を踏まえ、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る基準等の改正が行われる。（六価クロム施行日：令和6年4月1日（既存事業場には経過措置あり）、大腸菌数施行日：令和7年4月1日）

については、条例施行規則においても、法に準じて改正を行う。

3 主な改正内容

(1) 六価クロム

ア 規則別表第7の許容限度を「0.5 mg/L」から「0.2 mg/L」に改める。

イ 規則別表第9の検定方法を JISK0102-3 に定める方法に改める。また、値を「0.04 mg/L」から「0.01 mg/L」に改める。

ウ 規則別表第15の基準値を「0.05 mg/L」から「0.02 mg/L」に改める。

(2) 大腸菌群数

ア 規則第10条第2項第7号を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改める。

イ 規則別表第8の項目を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に、許容限度を「3,000 個/cm³」から「800 CFU/mL」に改める。

(3) その他

規則別表第7、8、9及び15について、項目及び値等を水質汚濁防止法に準じて改める。

4 施行期日

(1) 六価クロム

公布：令和6年3月中

施行：令和6年4月1日 ※既存の特定工場等には省令と同様の経過措置を設ける予定

(2) 大腸菌数

公布：令和6年3月中

施行：令和7年4月1日

(3) その他

公布：令和6年3月中

施行：(既存項目) 令和6年4月1日 ※既存の特定工場等には経過措置を設ける予定
(新設項目) 令和7年4月1日